



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 話題の言葉

#### 物忘れを予防するには！

日本では「認知症(ボケ)」の患者が増え続けており、大きな社会問題となっているそうです。厚生労働省がまとめたデータによると、2005年時点で「認知症(ボケ)」が進行してしまった人は約169万人。ボケ・物忘れ・記憶力の低下の原因の中には、生活習慣病と同じ要因が関わっていることが最近わかり、医学界で大変話題になっています。そう考えると、ボケ防止対策には生活習慣病のように対処していくとかなり防げるのではないかと思いますね。

近年においては、高齢者のみならず、「若年性アルツハイマー」といった病気が知られるようになり、自分の記憶力がいつまで続くか、不安を覚えている様々な年代の人が多そうです。誰にでも起こりうる「認知症(痴呆)」という症状の予防に、脳のトレーニングドリルや大人の塗り絵などに取り組む人も急増しています。

国立精神・神経センターの推測では、2015年にはボケの患者の数は今よりも倍増し、300万人に上るとしています。高齢化が進めば進むほど、ボケの患者は増えることはあっても減ることはなく、その対策が急務となっています。

脳は、体の機能全般をコントロールしている司令塔ですが、加齢とともにその働きは衰え物忘れの症状が出てきます。しかし、日々の簡単な訓練により、物忘れ・ボケ・記憶力の低下してしまった機能を補い、さらには高めることができます。

記憶には、「感覚記憶」「短期記憶」「長期記憶」の3種類があり、外部からの情報は、まず感覚中枢でキャッチされ感覚記憶となつてとらえられ、それが短期記憶になるというわけです。これを繰り返すことで長期記憶になる、と言うシステムになっています。

**記憶力の低下を防止する方法**として、1つは、夜寝る前に、1日のできごとを復習するというトレーニングが良いそうです。そのときに思い出すポイントは次の3つ。「その日に会った人の顔とフルネーム」「その日食べた食事の内容」「支出した金額と使い道」である。これを毎日繰り返すだけでも、記憶力はアップします。

もう1つのトレーニングは、初めて会った人の名前が、なかなか覚えられない人向きのものです。それは、いったん人の名前を聞いたら、**会話の中に頻りに相手の名前を入れる癖をつけます。**

具体的には、「ところで、　　さんはどちらのご出身ですか」「このあたりには、　　さんはよくいらっしゃるんですか」といった調子です。繰り返すことによって、その人の名前が頭にたたきこまれます。

記憶力というものは、使わないとどんどん低下していくようで、専門家によれば、使わない記憶は、がけ崩れが起きた山道のように、どんどん崩れていくそうです。

物忘れ外来の専門医師によれば、痴ほうの予防や重症化防止には**知的な好奇心をもつことが効果的**といえます。

趣味を楽しんだり、ボランティアとして働いたりすることが大切です。その中でも、陶芸や園芸のように両手を使った創造的な活動は特に効果が高いです。

子供のころから、今日の出来事を、夕食時に家族に話すことが私の日課となっていますが、これも効果がありそうですね。(青島彩子)



**情報会員募集** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

# 税金Q&A

## Question (直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

私は、長年、賃貸マンションに暮らしていましたが、今年、新築住宅を購入することになりました。住宅ローンも利用するつもりですが、父からも800万円の資金援助を受ける予定です。親からの資金援助には贈与税がかかると聞きましたが、いくらくらいになりますか？

## Answer

平成21年度の税制改正で、平成22年12月31日までに、20歳以上の者が、直系尊属(父母、祖父母など)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、従来の制度に500万円の非課税枠が追加されることになりました。

今回のケースでは、暦年課税制度の適用を受ける場合は19万円になり、相続時精算課税制度の適用を受ける場合は、将来、相続税の課税価格に300万円(800万円 - 500万円)を加算することを条件に、0円になります。

## 解説



住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、一定の要件を満たした場合に、500万円までの金額が非課税となる特例制度で、次のいずれかを選択できます。

### 暦年課税の場合

$$19\text{万円} = (800\text{万円} - \text{今回の特例 } 500\text{万円} - \text{基礎控除 } 110\text{万円}) \times 10\%$$

### 相続時精算課税の場合

$$0\text{円} = (800\text{万円} - 800\text{万円(注1)}) \times 20\%$$

(注1) 800万円 < 控除限度額 4,000万円(注2) 800万円

(注2) 4,000万円 = 今回の特例 500万円 + 住宅特例 1,000万円(H21.12.31まで) + 特別控除 2,500万円

相続時精算課税制度を選択した場合は、上記のように贈与税の負担を軽減することができますが、お父様の相続時には、相続税の課税価格に300万円を加算することになります。

また、今後、お父様からの贈与については暦年課税を適用することができなくなる(贈与税の基礎控除110万円を利用できなくなる)ため、選択は慎重に行う必要があります。

なお、相続時精算課税制度は、原則として父母からの贈与が対象になりますので、祖父母からの住宅取得等資金の贈与の場合は、原則として暦年課税制度を利用することになります。

この500万円の非課税特例制度は、新築住宅だけでなく、一定の要件を満たす中古住宅の取得や増改築についての資金の贈与についても適用がありますが、住宅取得等資金以外の資産を贈与により取得した場合には、適用がありません。

また、原則として住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住していることや、これらの制度の適用を受けることを記載した贈与税の申告書を申告期限までに提出しなければならないなど、一定の要件を満たす必要があります。

## 根拠条文等

相続税法 第21条の5、7、9、12、13

租税特別措置法 第70条の2、2の2、第70条の3、3の2